

市税務課からのお知らせ

申告書等の提出は **2月1日** までに

家屋異動 申告書

平成21年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。また、新築、増築された方は、「家屋の取得に係る申告書」を提出してください。

住宅用地 申告書

平成21年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地に異動があった場合には2月1日までに「住宅用地申告書」を提出してください。住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要となります。

償却資産 申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を2月1日までに申告してください。
申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。

給与支払 報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成21年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成22年1月1日現在の住所地の市町村に、2月1日までに提出してください。
※なお、申告書等各書類については、税務課に備えてありますのでお気軽にお申しつけください。

お問い合わせは、市税務課（市役所1階 ☎32・2115または ☎32・3821）まで。

徳島税務署・四国税理士会
徳島支部からのお知らせ

年金受給者等に対する確定申告相談会の開催について ～ 本年から会場が変わりました ～



四国税理士会徳島支部の社会貢献事業として開催します。

会 場	アスティとくしま 3階第1 特別会議室（徳島市山城町東浜傍1）
期 間	2月1日（月）～2月15日（月）（土・日・祝日を除く）
受付時間	午前9時から午後3時まで
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①「確定申告相談会のご案内」の文書が送付されている方は、その文書 ② 印鑑 ③ 確定申告書が送付されている方は、申告書用紙（送付されていない方は、当日交付します。） ④「確定申告のお知らせ」はがきが送付されている方は、そのはがき ⑤ 公的年金等の源泉徴収票、公的年金以外に収入のある方はその所得金額の計算に必要なもの（給与所得の源泉徴収票など） ⑥ 社会保険料（健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料または長寿医療制度の保険料、介護保険料等）の支払額分かる書類（会場でお調べすることはできませんので、証明書等を事前に取得して持参してください。） ⑦（医療費控除を受ける方は）医療費の領収書・保険等で補てんされる金額の分かる書類（ご自身で事前に集計しておいてください。） ⑧ 生命保険料、地震保険料の支払証明書 ⑨（税金が還付される場合）申告者ご本人名義の預貯金等の口座番号が分かるもの ⑩（お持ちの方は）昨年の利用者識別番号通知書（保管用封筒（黄色）内）・昨年の申告書の控
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アスティとくしまの駐車場については、有料（1日 200円）です。 ・昨年まで実施していました「小松島市役所会議室」における「年金等を受給されている方を対象とした確定申告相談会」について、上記へ会場を変更したものです。

お問い合わせは、四国税理士会徳島支部（☎088・623・0424）まで。